島根県の対応

島根県対策本部決定

2月2日に、政府は緊急事態措置を実施すべき期間及び区域を変更したことから、県民に対し、以下のとおり要請する。

なお、要請の期間は、令和3年2月8日から3月7日までとする。

1. 緊急事態措置を実施すべき区域である、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県との 往来を控えること。

特に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のように、保健所による 積極的疫学調査の対象の限定を実施又は検討している地域との往来 は、極力、控えること。

この他に、北海道札幌市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、広島県広島市、長崎県長崎市、熊本県、宮崎県、沖縄県などのように都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、就職活動、受験、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと。

- 2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面 (飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしで の会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)」に注意し、 引き続き
 - (1) 「3つの密」の回避
 - (2) 「人と人との距離の確保」
 - (3) 「マスクの着用」
 - (4) 「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染症対策に取り組むこと。
- 3. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底 してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用して頂くこと を前提として、
 - (1) 「県外の人との飲食」は、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。
 - (2) 県外からの帰省など、県外の方が自宅に宿泊されたご家庭の方は、県外の方が戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコールの場合を含め、控えること。
 - (3) 県外への帰省など、県外の方の自宅に宿泊された方も、県内に 戻られた後の2週間は、ご家族以外との飲食を、ノンアルコール の場合を含め、控えること。

- (4) 飲食店の利用について、当面、
 - ① 飲食の際の人数を、9人以下とすること。 ただし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿 泊をされた方は、2週間経過するまでは参加を控えること。
 - ② 時間については1時間30分を限度とすること。
- (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
 - ① 県外での利用を控えること。
 - ② 県内でも、県外の人との利用を控えること。

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活(通勤、買物等)圏域に 属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱う。

- 4. 冬期においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する 観点で、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」 に示されたとおり、適切な室内環境(温度、湿度等)を維持しつつ、 十分な換気を行うこと。
- 5. 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること。
- 6. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」によること。

- 7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCOA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
- 8. 事業所においては、在宅勤務 (テレワーク)、時差出勤、自転車通 勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
- 9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS での誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。